

校幸・雄武・興部ゾーン  
紋別・能取ゾーン  
紋別海岸  
44.紋別港地区  
45.元紋別地区

所管

A B C D E F G H I

接合線

接合線

紋別港港湾区域東端

紋別港

護  
①-9

護  
消

護  
②-7

興部町

S=1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

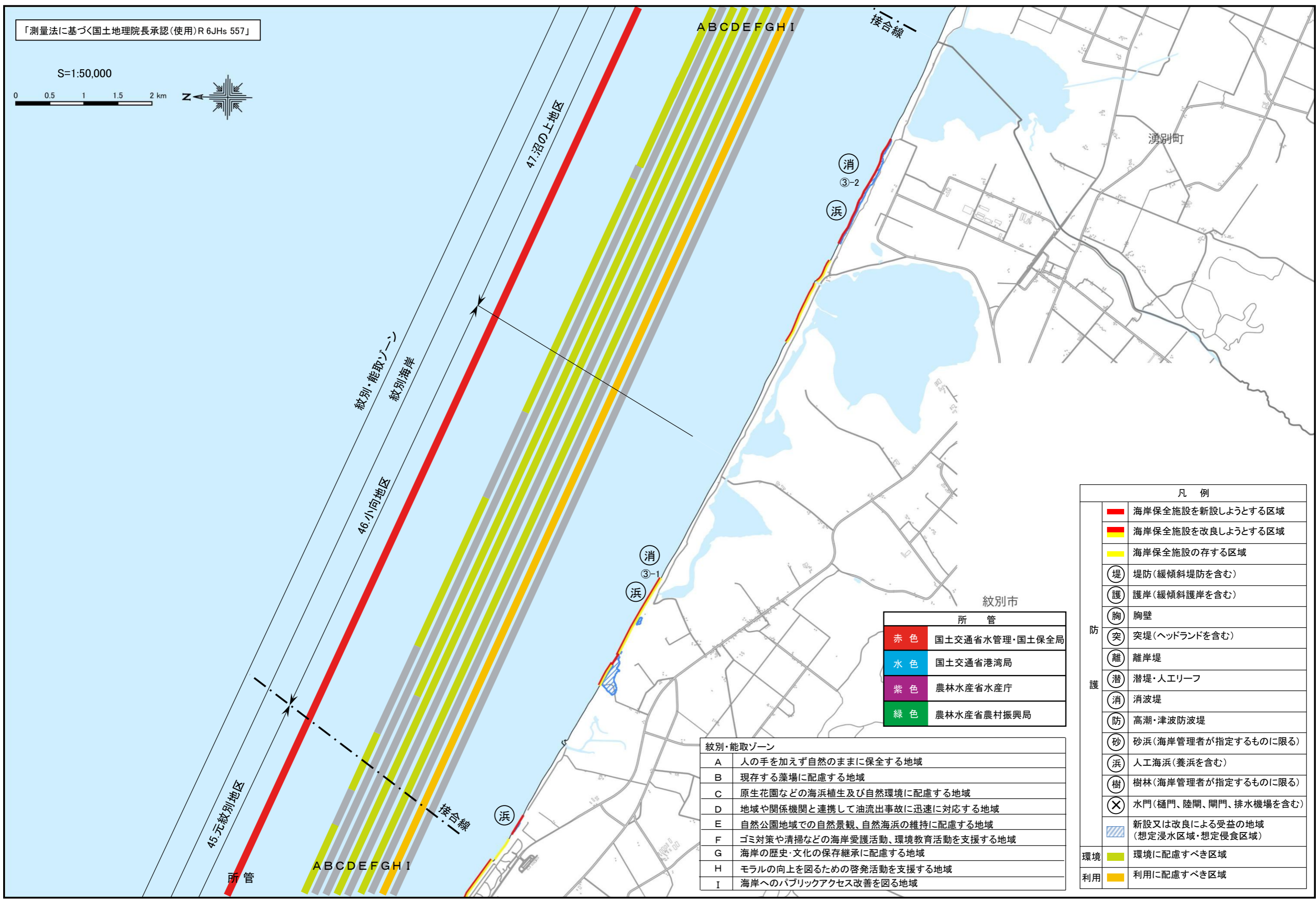
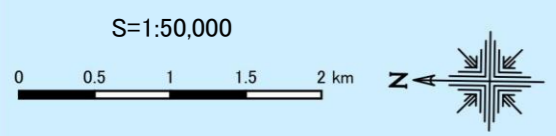
所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

紋別・能取ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

凡例

	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

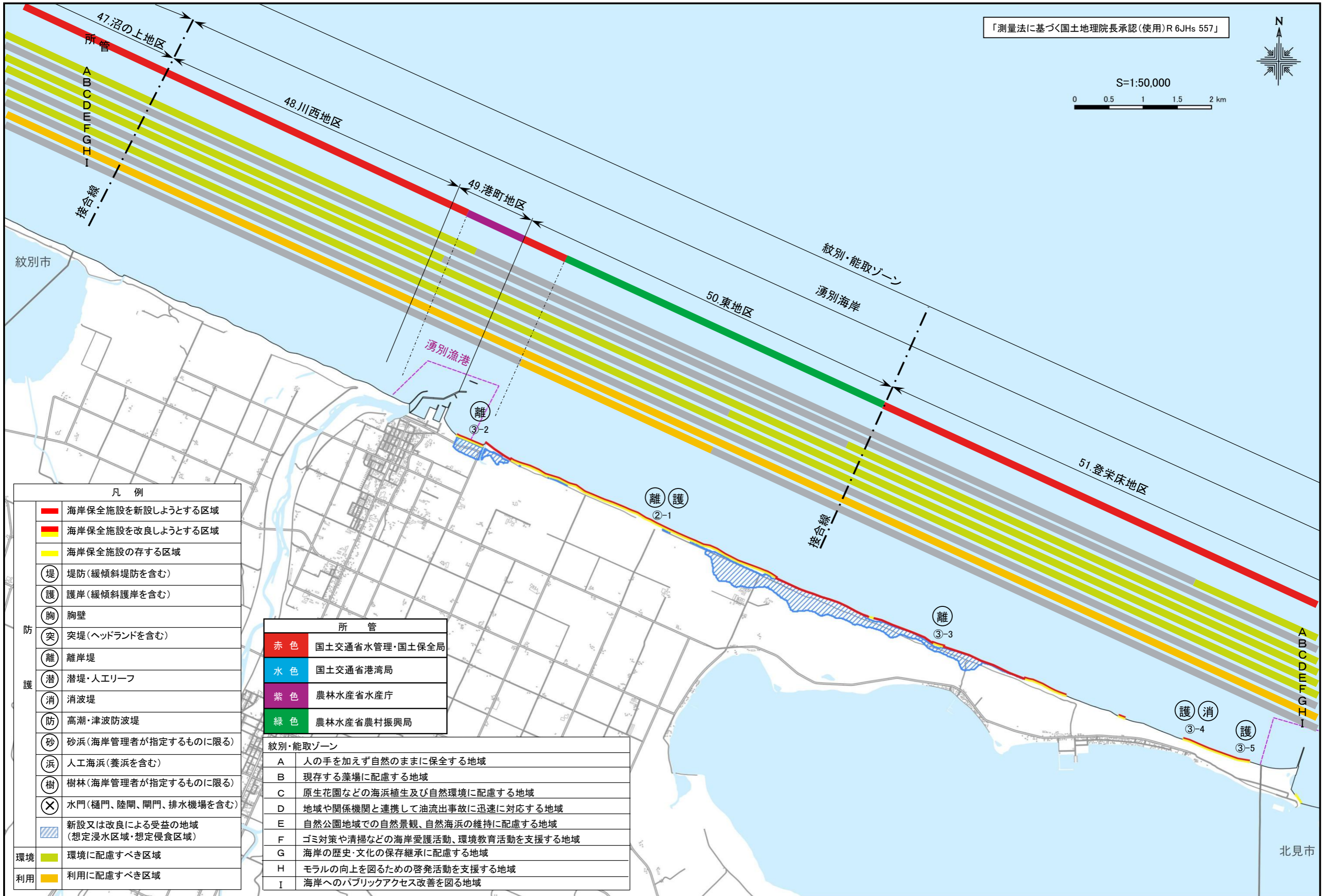
紋別・能取ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

紋別・能取ゾーン 図面番号 2/7



S=1:50,000



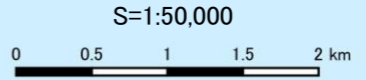
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

所管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

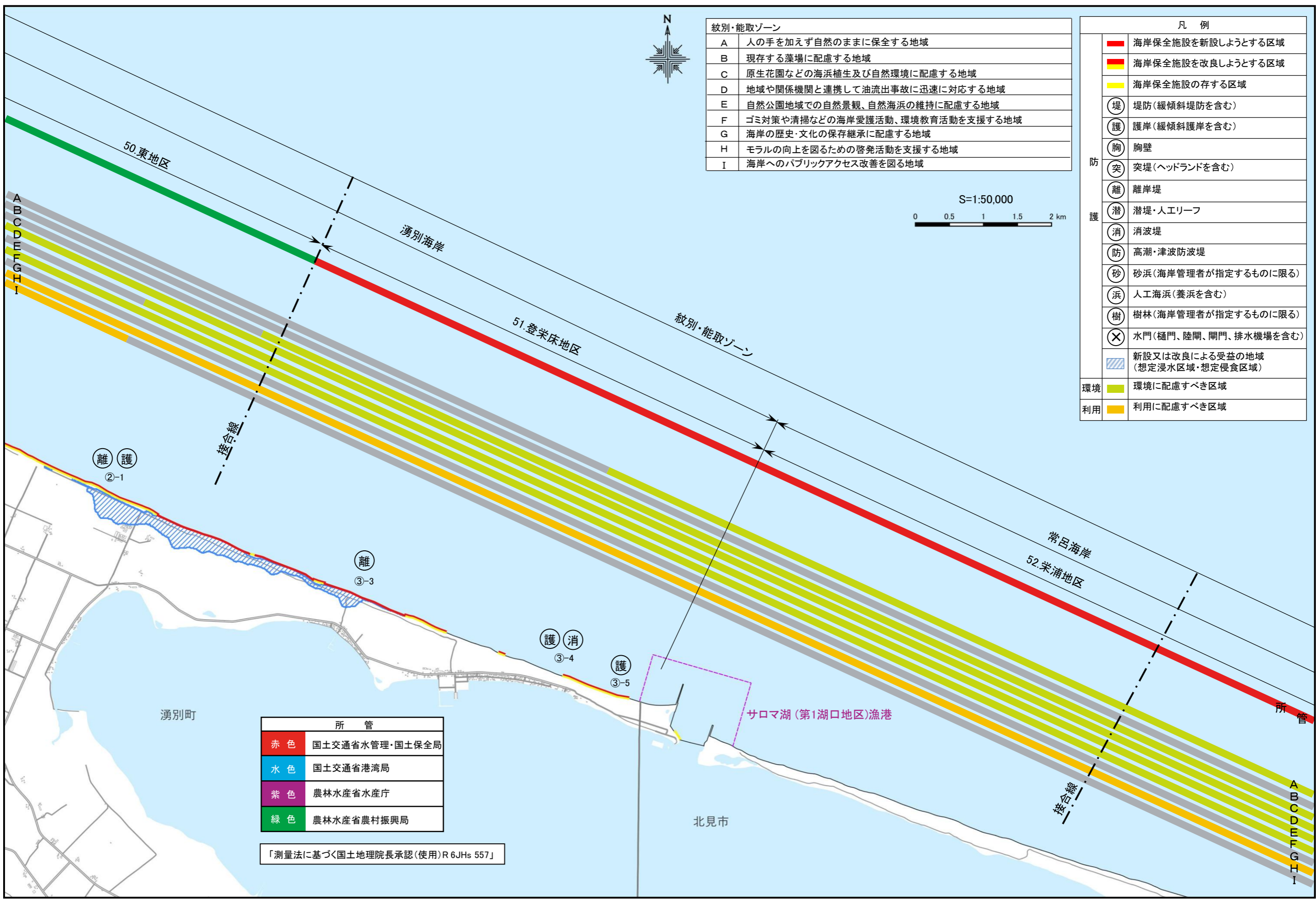
紋別・能取ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域



紋別・能取ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域



凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域



所 管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



S=1:50,000

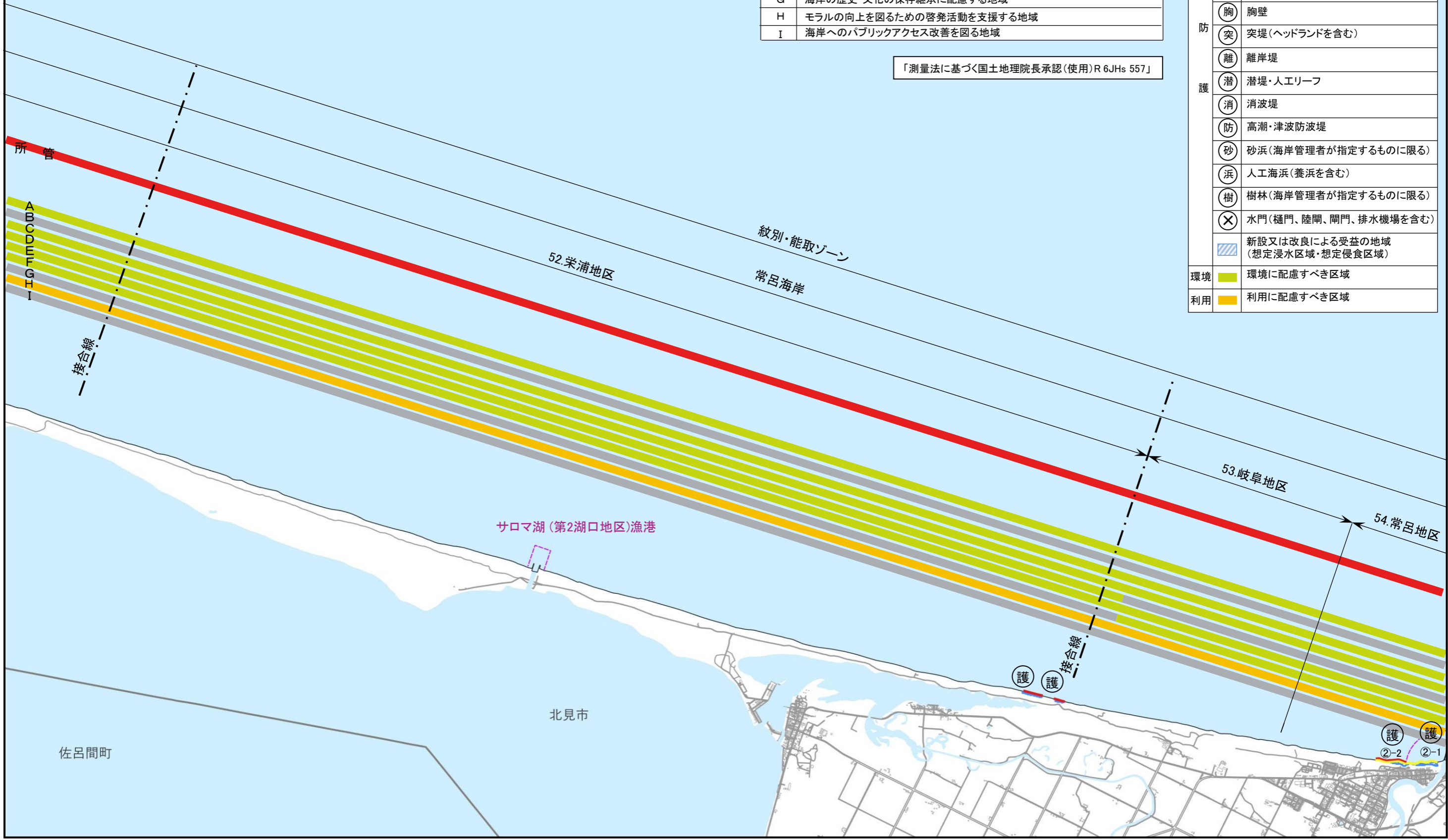


所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

紋別・能取ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域



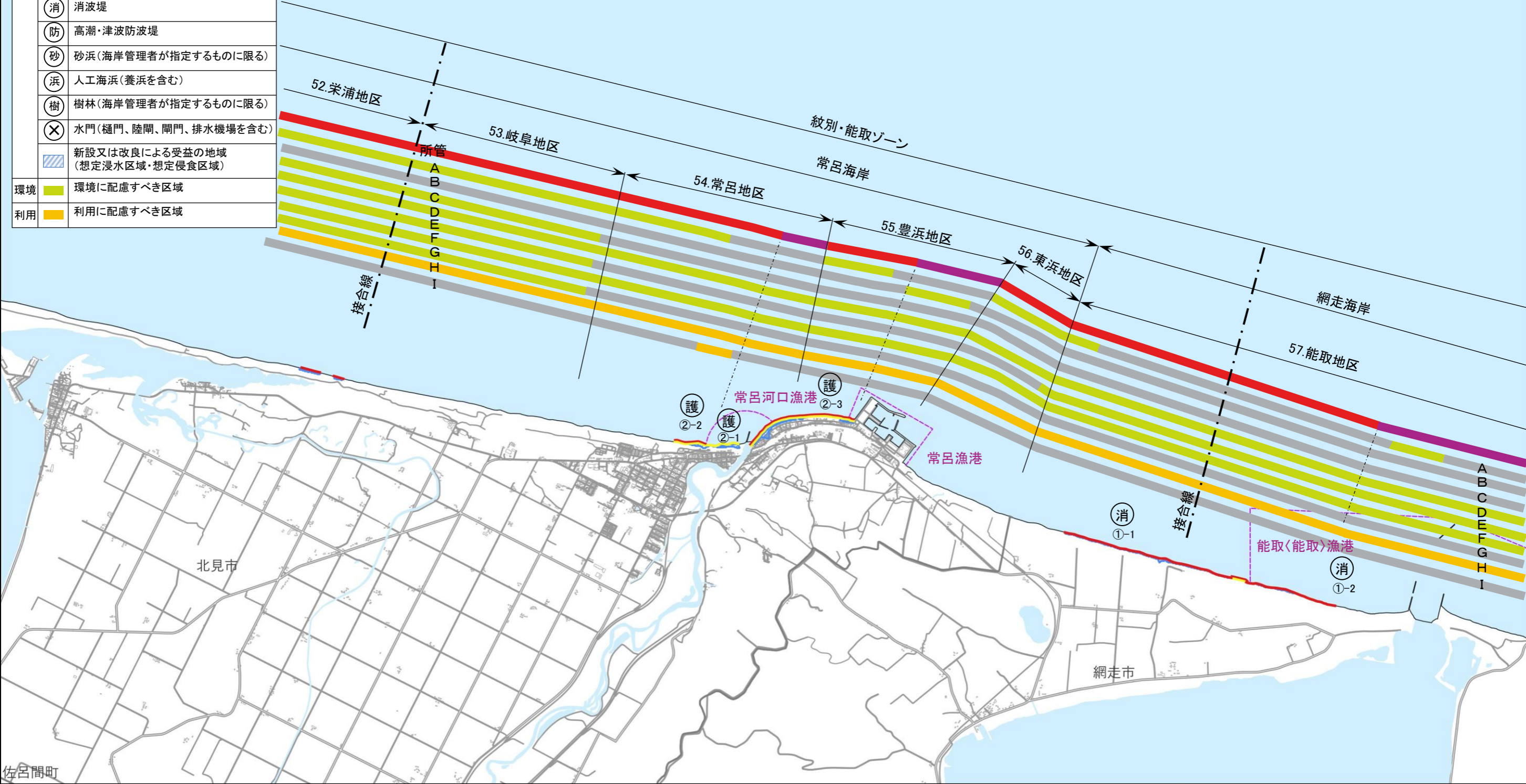
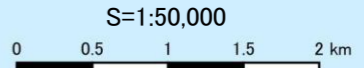
紋別・能取ゾーン 図面番号 5/7

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

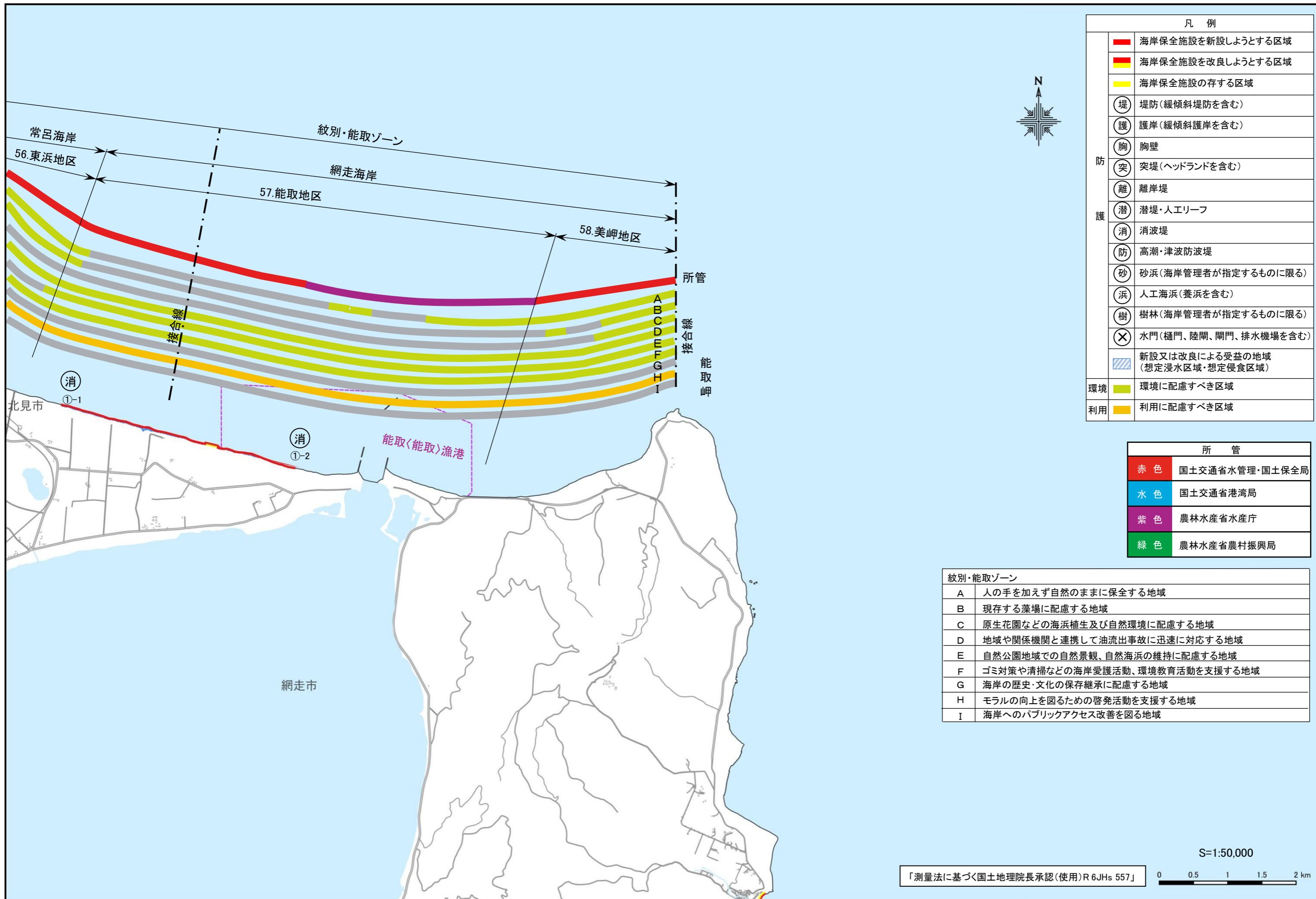
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

紋別・能取ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

所 管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局



紋別・能取ゾーン 図面番号 6/7



凡例	
<span style="color: red;">■</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: orange;">■</span>	海岸保全施設を改良しようとする区域
<span style="color: yellow;">■</span>	海岸保全施設の存する区域
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">堤</span>	堤防(緩傾斜堤防を含む)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">護</span>	護岸(緩傾斜護岸を含む)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">胸</span>	胸壁
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">突</span>	突堤(ヘッドランドを含む)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">離</span>	離岸堤
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">潜</span>	潜堤・人工リーフ
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">消</span>	消波堤
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">防</span>	高潮・津波防波堤
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">砂</span>	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">浜</span>	人工海浜(養浜を含む)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">樹</span>	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">×</span>	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
<span style="background-color: lightblue; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	環境に配慮すべき区域
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	利用に配慮すべき区域

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

紋別・能取ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

S=1:50,000

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

0 0.5 1 1.5 2 km

紋別・能取ゾーン 図面番号 7/7